

東庄町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

東庄町教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目標	1
3. 計画の期間	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	2
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	4

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）第8条に基づく指針に即し、東庄町立学校の教育職員が心身の健康を保持し、児童生徒に対し質の高い教育活動を持続的に行うことができる環境を整備することを目的とする。

(2) 現状

東庄町では、所管する学校の教育職員の時間外在校等時間の上限に関する方針として、東庄町立小学校及び中学校管理規則（以下「規則」という）により、教育職員の時間外在校等時間を年間360時間以内、月45時間以内とし、時間外在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

また、各学校に導入している出退勤管理システムにより客観的な勤務時間を把握し、勤務時間の管理の徹底を図った。令和8年3月の規則改正に基づき、令和8年4月より出勤簿への押印を廃止するなどの取組を実施する。

こうした取組により、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	月 49.5時間	53.7%	9.6%
中学校	月 57.3時間	57.8%	15.5%

時間外在校等時間が45時間を超える割合が小学校、中学校とも50%以上と多くなっている。授業の準備や各種報告書の作成、部活動指導等により日常的な業務の負担が大きくなっており、部活動の地域展開の促進や人的措置の拡充を図ることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

こうしたことを踏まえ、給特法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ア 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- イ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスに関する目標

【カッコ内の数値 令和6年度】

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上にする。【14日】

3. 計画の期間

令和8年度～令和10年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

- 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
 - ・小学校、中学校各校において週2回ドローンによる見守りを実施する。【教育委員会】
 - ・これにより教育職員の巡回時間を削減し、早期退校を促す。【学校】
 - ・保護者や地域住民による見守り活動を推進する。【教育委員会・学校】
 - ・児童生徒の登校時刻の見直しを推進する。【学校】
- 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
 - ・校外の巡回は警察や地域住民の活動に委ねる。【教育委員会】
 - ・夜間や休日に児童生徒が補導等された場合の対応は、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。【学校】
- 学校徴収金の徴収・管理
 - ・学校徴収金について、教育職員が直接現金を徴収・管理する業務を削減するため、集金業務の一元化が可能となるシステムの導入を検討する。【教育委員会】
- 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
 - ・法的な側面から指導、助言を行うために、学校の問題解決を支援するスクールロイヤーを活用する。【教育委員会】

イ 教育職員以外が積極的に参画すべき業務

- 調査・統計への回答等
 - ・調査内容、回答方法を精査し調査方法の簡素化や合理化を図る。【教育委員会・学校】
- 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理

- ・当該業務を学校において行う場合は、事務職員や支援員等が積極的に参画しつつ、必要に応じて民間事業者等への委託も検討する。【学校】
- 校舎の開錠・施錠
 - ・職員間の役割分担の見直し、管理業務の委託等により、教頭等の特定の職員に責任や負担が集中しない環境を整備する。【学校】
- 児童生徒の休み時間における安全への配慮
 - ・休み時間の時間帯に応じた安全点検等の必要な措置を予め行った上で、学級担任等の特定の教育職員のみが対応するのではなく、学校の職員等の輪番等による負担軽減を促進する。【学校】
- 部活動
 - ・スポーツ庁及び文化庁が別に定めるところにより、部活動の地域展開・地域連携を推進する。【教育委員会・学校】
- ウ 教育職員の業務だが、負担軽減を促進すべき業務**
 - 授業準備
 - ・教材等の印刷や物品等の準備その他の補助的な業務については支援員やスクールサポートスタッフ等が中心となって行うとともに、授業準備におけるデジタル技術の活用を促進する。【学校】
 - 学習評価や成績処理
 - ・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。【学校】
 - 学校行事の準備・運営
 - ・修学旅行その他の学校行事に係る関係機関との日程調整、物品の準備等の業務について、教育職員と事務職員及び支援員やスクールサポートスタッフ等との協働を促進する。【学校】
 - 支援が必要な児童生徒・家庭への対応
 - ・児童生徒の課題の状況に応じ、養護教諭のほか、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療的ケア看護職員、支援員、医療若しくは福祉に関する専門人材又は日本語指導に係る支援員等による効果的な支援が期待される業務について、これらの人材と教育職員との協働を促進する。特に、不登校児童生徒への対応にあっては、教育支援センターの機能強化や校内教育支援センター支援員等による効果的な支援を促進する。また、子育て支援担当課との連携の強化を図る。【教育委員会・学校】

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。【学校】
- ・当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。【学校】
- ・電話の自動録音機能を令和８年度中に全校に設置する。【教育委員会】

(３) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・１か月時間外在校等時間が８０時間を超えた教育職員に対して養護教諭による面接指導を実施する。【学校】
- ・終業から始業までに１１時間を目安とする勤務間インターバル（継続した休息時間）の確保に取り組む。【学校】
- ・ストレスチェックの実施率を１００％にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。【教育委員会・学校】
- ・年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。【教育委員会】
- ・学校における定時退勤日を月２回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に５日間の一斉閉庁期間の設定を行う。【学校】

５. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、月ごとの平均を町のＨＰで公表するとともに、定例の教育委員会議及び総合教育会議において報告する。【教育委員会】
- ・学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、町長部局・関係機関とともに取り組む。【教育委員会】
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、出退勤システムで把握する。【教育委員会】
- ・各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校に対し当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。【教育委員会】

- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。【教育委員会】【学校】
- ・保護者、地域の理解を促進するため、町長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。【教育委員会】